

岩手県医療局管理規程第1号

医療局企業職員就業規則の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月3日

岩手県医療局長 小原 勝

医療局企業職員就業規則の一部を改正する規程

医療局企業職員就業規則（昭和39年岩手県医療局管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>附 則</p> <p>1～3 [略]</p> <p>(特別休暇の特例)</p> <p>4 令和3年3月31日又は令和4年3月31日に、第34条第24号ア及びイに規定する期間の終期が到来する職員に対する同号の規定の適用については、同号中「2年を経過する日」とあるのは、「<u>令和5年3月31日</u>」とする。</p>	<p>附 則</p> <p>1～3 [略]</p> <p>(特別休暇の特例)</p> <p>4 令和3年3月31日、<u>令和4年3月31日</u>又は<u>令和5年3月31日</u>に、第34条第24号ア及びイに規定する期間の終期が到来する職員に対する同号の規定の適用については、同号中「2年を経過する日」とあるのは、「<u>令和6年3月31日</u>」とする。</p>
2	<p>(配偶者同行休業)</p> <p>第17条の16 [略]</p> <p>(定年等)</p> <p>第50条の2 職員の定年等については、職員の定年等に関する条例<u>(昭和59年岩手県条例第5号)</u>の定めるところによる。</p>	<p>(配偶者同行休業)</p> <p>第17条の16 [略]</p> <p><u>(高齢者部分休業)</u></p> <p>第17条の17 <u>医師又は歯科医師である職員以外の職員は、医療局長の承認を受けて、当該職員が60歳に達した日以後の日で申請において示した日から当該職員に係る定年退職日(職員の定年等に関する条例(昭和59年岩手県条例第5号)第2条に規定する定年退職日をいう。)までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないこと(以下「高齢者部分休業」という。)ができる。</u></p> <p>2 <u>職員の高齢者部分休業については、職員の高齢者部分休業に関する条例(令和4年岩手県条例第40号)の適用を受ける職員の例による。</u></p> <p>(定年等)</p> <p>第50条の2 職員の定年等については、職員の定年等に関する条例の定めるところによる。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。		

附 則

この規程は、令和5年3月3日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、同年4月1日から施行する。